明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（**財務**六一）　一

〔告　示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件
（**国家公安委**四八）　一

○日本国に帰化を許可する件
（**法務**一七六）　二

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件
（**財務**二一九）　二

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（**国土交通**一一八三～一一八六）　三

○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**一一八七～一一八九）　三

○水先人に免許を与えた件
（**同**一一九〇）　四

○道路に関する件
（**東北地方整備局**一六二）　四

○道路に関する件
（**関東地方整備局**二三九、二四〇）　五

○道路に関する件
（**中部地方整備局**一〇九～一一三）　六

○道路に関する件
（**近畿地方整備局**一四四～一四八）　六

○都市計画に関する件
（**四国地方整備局**六三）　七

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　七

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　七

〔皇室事項〕

官庁事項　七

〔官庁報告〕

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　七

国家試験

令和三年度特定侵害訴訟代理業務試験　七

会場（工業所有権審議会）

〔公　告〕

諸事項　八

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二〇

会社その他

省令

○財務省令第六十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「記名押印」を「記名」に改める。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日から施行する。